

困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等のご案内

List of Programs Available to Students Who are Facing Financial Difficulties

Last Update:2020/8/3 学生支援課

本案内は、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生・アルバイト収入が激減した学生、令和2年7月豪雨で被災した学生など、経済的に困難な状況に置かれている学生が利用可能な制度についてまとめたものです。

制度の詳細については各リンク先等で確認ください。ご不明な点がありましたら、「問合せ先」の記載があるものはそちらの連絡先に、記載のないものについては学生支援課奨学事業係までお問合せください。**※日本語での情報は2ページ目以降に掲載しています。**

This is a list of systems and programs available to students (and their families) who are experiencing financial hardship, including those caused by COVID-19 or the Heavy Rain of July 2020. Systems and programs available to international students are listed by MEXT, so please check the website below first. Besides those provided by MEXT, some of the systems introduced in this list are also open to international students. See the link for detailed information.

◆Information for International Students (外国人留学生向け情報)

●(MEXT Website) To All International Students Studying in Japan <List of Programs Available to International Students> (文部科学省：日本に留学中の外国人学生の皆さんへ <外国人留学生向けの利用可能な制度一覧>)

(Japanese) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00006.htm

(English) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00007.htm

●Guides to Special Cash Payments (特別定額給付金)

Residents in Japan can receive 100,000 yen from the government.

(Who?) Those who are registered with the Basic Resident Registration System as of April 27, 2020 (Application Period) A 3-month period from the start date of postal acceptance (e.g. until 31st August in the case of Kunitachi-city)

Check the following websites.

(Ministry of Internal Affairs and Communications) <https://kyufukin.soumu.go.jp/en/>

***This is a different system from "the Emergency Student Support Handout", which was announced via the University in May and has already closed.**

●2020/8/3 Update: [For employee including part-time workers] The support fund and allowance for the leave forced to be taken under the COVID-19 outbreak (新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金)

80% of the wage before taking the leave (maximum daily amount 11,000 yen) will be paid according to the record of the leave forced to be taken. (limited to the leave taken between April 1, 2020 and September 30, 2020.) The following two main conditions and others are required.

- 1) Employees of small and medium sized companies who were/are on leave during the period mentioned above due to the instruction of the employer.
- 2) Those who have not being paid their wages (or leave allowance) for the leave mentioned 1).

Check the following website for the details. <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000648770.pdf>

●JASSO Disaster Subventions (JASSO 災害支援金)

The JASSO Disaster Subventions supports students whose residences (located in Japan) were partially or totally destroyed in a disaster making it difficult for them to continue their studies.

Amount: 100,000 yen (This amount does not need to be repaid.)

Please contact Scholarship Section of the University if you fulfill the conditions.

JASSO Website: https://www.jasso.go.jp/en/study_j/jasso_subventions.html

●Immigration Service Agency Twitter Account (出入国在留管理庁公式 Twitter)

The account provides information on financial support, disaster information, etc. in multilingual and easy Japanese.

https://twitter.com/MOJ_IMMI

●Ministry of Justice: A DAILY LIFE SUPPORT PORTAL FOR FOREIGN NATIONALS (法務省「外国人生活支援ポータルサイト」)

(Information related to COVID-19 / Japanese) http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00046.html

(English) http://www.moj.go.jp/EN/nyuukokukanri/kouhou/m_nyuukokukanri10_00001.html

◆修学支援関係

① 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 要件を満たす全学生 ※申込期間終了

概要：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等を中心に、学内選考を経て10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）が給付される制度。

申込時期：1次募集は6月8日、2次募集は7月17日締切。詳細はCELSを通し案内済です。

問合せ先：(メールのみ) 学生支援緊急給付金窓口 stu-kyufu.g@dm.hit-u.ac.jp

(問合せの前に、CELSで案内している各書類を必ず確認してください。)

② 「高等教育の修学支援新制度」 学部生（非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方。留学生除く）

(「新制度」「新たな給付奨学金」と呼称されることもあります)

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用に申込みことができます。対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

申込時期：次回の定期採用は9月頃予定。家計急変の採用は随時（急変事由の発生後3か月以内）。

詳細はこちら→ <https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html#kyuhen>

(参考) 進学資金シミュレーター <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

③ 日本学生支援機構の貸与型奨学金 学部生／大学院生（幅広い世帯の方。留学生除く）

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。「新制度」よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となるかどうかの

見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

更に、今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う、「緊急特別無利子貸与型奨学金」を創設されました。

申込時期：次回の在学定期採用は9月頃予定ですが、実施されない可能性もあります（昨年度は第二種のみ実施）。緊急/応急採用は随時。※緊急特別無利子貸与型奨学金については6月29日で募集を締め切りました。

詳細はこちら→ <https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/shienkikou.html>

（参考）進学資金シミュレーター <https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

④ 大学が行う授業料免除 全学生（※2020年度以降入学の学部生のみ要件が異なります）

概要：以下に該当する方を対象として、4月と9月に2回実施しています。

- 1) 経済的理由によって授業料納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - 2) 授業料の納期前6か月以内において、学資負担者が死亡し、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められる者
- ※ 2020年以降入学の学部学生については、②「高等教育の修学支援新制度」による授業料免除に移行しているため、2)の理由による申請のみ可能です。要件を満たすと思われる方は事前に相談してください。

※ 2020年9月実施の授業料免除については、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した者（2020年度以降入学の学部学生を含む）を対象に、一部特例的に実施される予定です。詳細は8月下旬頃に公開する申請要領にて確認してください。

詳細・申請要領の公開はこちら→ <http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>

⑤ 自治体独自の奨学金や民間奨学金等 全学生（制度によって対象者は異なります）

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。社会情勢を受け、例年より申請受付期間を延長している団体もあります。

主に留学生以外の学生を対象とする→ <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/minkan.html>

外国人留学生向け奨学金はこちら→ <http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/pr/index.php>

◆修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等

⑥ 一時金貸付制度（一橋大学学生金庫） 全学生

概要：緊急に現金が必要になった場合に、大学から借りることができる制度です。新型コロナウイルスの影響によるものについては、上限金額・貸付期間の条件を一部拡大しています。

詳細はこちら→ <https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/gakuseikinko.html>

⑦ 生活福祉資金貸付金（緊急小口資金の特例貸付） 幅広い世帯の方

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯向けの特例貸付。

※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となる。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）・郵便局

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999

受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

紹介動画：<https://www.youtube.com/watch?v=LQN4db75jLU>

（参考）厚労省サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

※ 緊急小口資金のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯を対象に、月 15 万円以内（単身世帯の場合）を貸付上限額とした無利子の貸付を行う総合支援資金があります。

⑧ 生活福祉資金貸付金（教育支援資金） 低所得世帯

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、月額 6.5 万円以内（大学の場合）を無利子で貸付を行う。また、入学に際し必要な経費について、50 万円以内の貸付を行う。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

（参考）厚労省サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

⑨ 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金） 母子・父子・寡婦家庭の方

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金の貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

（参考）内閣官房男女共同参画局サイト http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/23.html

⑩ 住居確保給付金 独立生計・収入減の方

概要：離職・廃業後 2 年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関 / 住居確保給付金相談コールセンター

0120-23-5572

（参考）国立市の例（※お住まいの自治体のサイトで確認してください）

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kenko/health1/1465447544870.html>

◆その他の支援制度

⑪ 特別定額給付金（総務省） 住民基本台帳に記録されている方

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。**※市区町村により終了日が異なります。（例：国立市の場合、8/31）**

問合せ先：特別定額給付金コールセンター 0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：平日、休日問わず9:00～18:30）

（参考）総務省サイト <https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

⑫ JASSO 災害支援金 被災した世帯の方（留学生含む）

概要：自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家（国内のみ）が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方を対象に、返還不要の支援金（10万円）が支給される制度です。

申込時期：随時（災害が起きた日の翌月から数えて6か月以内）

※令和2年7月豪雨での被災の場合、2021年1月31日まで

問合せ先：以下のサイトを参照の上、まずは学生支援課奨学事業係までお問合せください。

JASSO 災害支援金 <https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

⑬ 日本政策金融公庫の教育ローン 幅広い世帯の方

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.70%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

⑭ NHK受信料の奨学生等免除 奨学金や授業料免除を受けている方等で自宅外居住の方

概要：経済的に厳しい状況にある学生を全額免除の対象とする制度。経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している方、授業料免除を受けている方、親元が市町村民税非課税世帯の方または公的扶助受給世帯の方で、親元を離れて暮らしている場合が対象となります。（※親元が受信料を払っていることが条件となります）

また、上記に該当しない場合でも、親元から離れて暮らす学生に対しては半額を割引く制度があります。

申込時期：随時

問合せ先：NHK <https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/StudentBranch.do>

⑮ **2020/8/3 更新：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金**

概要：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する制度。学生アルバイトについても対象となっています。

問合せ先：厚生労働省サイトで確認してください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

⑯ **雇用調整助成金の特例措置** 事業主（参考掲示）

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

問合せ先：厚生労働省サイトで確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

【問合せ先 Inquiry】

一橋大学 学生支援課 奨学事業係（国立西キャンパス本館1階）※窓口は月～金（祝日を除く）8:30～17:15

186-8601 東京都国立市中 2-1 Tel: 042-580-8139（奨学金） / 042-580-8117（授業料免除） e-mail: stu-kz.g@dm.hit-u.ac.jp